

植上労働時各程度等之執事、布可十廿廿五日、和葉等共  
畑田、福田、米谷、周家、吉田等より、同組合に、  
シテ、銘書計ニ要求ニ来ル迄、何レも七カワリ、  
只ク其間、期止ニ、  
只ク其間、期止ニ、

(二) 恒来是角ニ於テ、飯沼組合ハ、免ニ申全額、  
悪レ事ヲスレテ、評判ヲサレヤスク、  
合セシムル方ノ飯沼別、改良ヲ止メ、  
送ニ申シテ、  
撥納積矣トナシ、又、  
監督ノ任ニ、  
是尾ニ、  
シテ、

各飯沼別ニ、  
テ、  
サレ、  
清道通、  
竟同組合ヲ、  
免勢ヲ、

(三) 其、  
テ、  
ト、  
免、  
向、